

令和5年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和5年11月7日(火)午前9時30分から午前11時27分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第42号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正  
(第6号)について(教育局)

日程第 2 (議案第43号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正  
(第7号)について(教育局)

日程第 3 (議案第44号) 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について  
(教育局)

日程第 4 (議案第45号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部  
を改正する条例について(教育局)

日程第 5 (議案第46号) 相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職  
員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
(学校教育部)

日程第 6 (議案第47号) 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例について(学校教育部)

4. 報告案件

日程第 7 (報告第26号) 本市教職員からの申入れについて(教職員人事課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教育局長	高橋良明	学校給食・規模適正化 担当部長	有本秀美
学校教育部長	農上勝也	生涯学習部長	村田典久
教育局参事 兼教育総務室長	岩崎雅人	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場秀剛
教育総務室総括副主幹 (人事給与班)	角田直樹	教育総務室主査	須澤可奈子
教育局参事 兼学務課長	佐藤洋一	教育局参事 兼学校給食課長	鈴木一広
教職員人事課長	中井一臣	教職員人事課担当課長 (人事班)	辻野宏
教職員給与厚生課長	浅川路子	教職員給与厚生課担当課長 (給与班)	小川裕二
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗原明伸	教育総務室主事	田中瑠菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。なお、宇田川委員から遅れる旨、連絡をいただいております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と白石委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程1、議案第42号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について」から日程7、報告第26号、「本市教職員からの申入れについて」は、会議規則の規定により、公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、本日の会議は公開しない会議といたします。

それでは、前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告いたします。

10月28日に運動会、大沼公民館まつりの視察を行いました。

11月4日に清新公民館、5日には相模台公民館の公民館まつりを視察したのですが、飲み物、食べ物の販売、手芸などの体験コーナーがあったり、活動の発表、展示が行われていて、参加者も多く、展示場所、活動場所が狭いぐらいに感じました。

10月29日、相模原市安全・安心まちづくり表彰式がありました。教育委員会賞として、児童生徒の標語・ポスターが表彰されました

10月30日に市立小中学校管理職組合主催の市長・教育長を囲む会が行われ、市長から市政の展望の話、私からも、経験したことなどを踏まえてお話をさせていただきました。

10月31日には、神奈川県市町村教育長会連合会第2回総会があり、情報交換の中では、給食食材の産地偽装、部活動の地域移行の県の取組状況、高校入試の願書提出の新たな仕組みなどの話題が上がりました。

11月2日、アリオ橋本で森フェスが開催されました。屋内外のイベントスペースを使用させていただいて、橋本小の3年生から6年生まで、総合学習の成果の発表が行われていました。

11月3日は、第27回甲州街道小原宿本陣祭が行われ、大名行列の記念撮影の様子な

どを拝見してきました。伝統文化を残すために地域の皆様が尽力されていることが分かりました。

同日、八テナ館まつりを視察したところ、体験コーナーに長蛇の列ができており、受付を終了するような盛況ぶりでした。

11月4日、鳥屋学園の開校記念式典が行われました。校名、校歌、校章の披露や、選考の経緯の説明などが行われました。

以上でございます。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は12月27日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

渡邊教育長 それでは、次回の会議は12月27日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

渡邊教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、議案第42号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について」、日程4、議案第45号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、日程6、議案第47号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より説明いたします。

農上学校教育部長 はじめに、議案第47号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案の最後のページをご覧くださいと思います。

提案の理由でございますが、本件は本市人事委員会の「職員の給与等に関する勤告」並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定の改正をすることについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りした、議案第47号関係資料の3ページ、下段、(3)をご覧くださいと存じます。

今回の意見聴取の対象となります、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

教育職給料表及び学校事務職給料表について、本市人事委員会の「職員の給与に関する勧告」等を勘案し、初任給をはじめ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減する形で全級・全号について、給料月額を引き上げるものです。教育職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額3,247円、改定率にいたしますと、平均0.98%の増額改定を、また、学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額3,267円、改定率にいたしますと、平均1.18%の増額改定を行うものでございます。

また、次のページ、2の施行期日等につきましては、令和5年12月1日とするものでございますが、ただいまご説明いたしました、1の(3)の規定につきましては、令和5年4月1日に遡り、適用するものでございます。

恐れ入りますが、関係資料の1ページにお戻りください。下段のイ、期末手当の支給割合の改定につきましては、期末手当の合計を0.05月引き上げるものでございまして、教育職給料表及び学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましても、同様に引き上げとなるものでございます。

また、関係資料の2ページ目の中段、ウ、勤勉手当の支給割合の改定につきましても、勤勉手当の合計を0.05月引き上げるものでございまして、教育職給料表及び学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましても、同様に引き上げとなるものでございます。

以上、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

岩崎教育総務室長 次に、議案第45号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

資料の2枚目、議案第45号別紙の裏面をご覧ください。

条例の改正内容といたしましては、本市の一般職の職員に対する期末手当の支給割合等を勘案し、教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当の年間支給割合を現行の3.25月から0.1月引き上げ、3.35月とするものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

農上学校教育部長 次に、議案第42号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第42号、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について、ご説明申し上げます。

議案第42号別紙、令和5年度相模原市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会所掌分)の2ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明申し上げます。款50教育費でございます。補正前の歳出予算額、計497億8,360万円から4億5,207万円を増額し、計502億3,567万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明申し上げます。款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費、4ページの項18幼稚園費、目5幼稚園費及び項20社会教育費、目5社会教育総務費のそれぞれの説明欄1、職員給与費でございますが、人事委員会勧告に対応するため、職員の給与等を増額するとともに、その対応に関連して会計年度任用職員の給与を増額するものでございます。

2ページにお戻りいただきたく存じます。項10小学校費、目5学校管理費及び項15中学校費、目5学校管理費のそれぞれの説明欄1、職員給与費でございますが、人事委員会勧告に対応するため、市立小中学校に勤務する職員の給与等を増額するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

白石委員 任期付職員、会計年度職員の給料は、具体的にどのくらい上がるのでしょうか。

小川教職員給与厚生課担当課長 任期付職員は正規職員と同様に経験年数に応じまして月額が決まっておりますので、正規職員に準じて改定をしております。

会計年度任用職員につきましては、人事委員会勧告の対象ではございませんが、来年4月以降、額の改定をするという方向で進めております。

渡邊教育長 会計年度任用職員については来年4月以降の改定ということですが、遡及し

ないということによろしいですか。

小川教職員給与厚生課担当課長 会計年度任用職員につきましては、今後規則改正をいたしまして、来年の4月1日施行というスケジュールで進めておりますので、遡及しません。

渡邊教育長 ほかに何かご質問等ございますか。特によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、これより採決を行います。

まず、議案第42号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

次に、議案第45号、「相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

次に、議案第47号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第47号は可決されました。

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について

渡邊教育長 次に、日程2、議案第43号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

有本学校給食・規模適正化担当部長 議案第43号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第43号別紙、令和5年度相模原市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会所掌分)の8ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明申し上げます。款50教育費につきましては、補正前の歳出予算額502億3,567万円から、1億8,214万円を増額し、

計504億1,781万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明申し上げます。款50教育費、項5教育総務費、目20学校給食センター費、説明欄1、受入校経費につきましては、センター給食受入校の配膳室内の温度を適正に保ち、調理済みの給食を安全に保管するため、空調機を設置する経費を計上するものです。

説明欄2、学校給食センター整備・運営事業につきましては、債務負担行為を設定し、（仮称）北部学校給食センター用地として、神奈川県が所有する県立相模原総合高等学校跡地を購入するための経費を計上するものです。

次に、関連する歳入につきまして、ご説明申し上げます。4ページにお戻りいただきたいと存じます。款90市債、項5市債、目40教育債、説明欄1、学校教育施設等整備事業債につきましては、（仮称）北部学校給食センター用地を購入するに当たり、見込むものです。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。1ページにお戻りいただきますよう、お願いいたします。上段の款50教育費、項5教育総務費につきましては、配膳室への空調機の設置について、年度内の完了が見込めないことから、令和6年度への繰越明許費を設定するものです。

次に、関連する債務負担行為につきまして、ご説明申し上げます。SDGsスタディツアー事業、1行飛ばしまして、小学校、中学校運営費及び校外活動費につきましては、SDGsに関連する施設見学ツアー、水泳授業及び校外活動に係るバスの借上げについて、令和5年度中に着手する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

上から2行目の学校給食センター用地購入事業につきましては、学校給食センター用地として県立相模原総合高等学校跡地を令和9年度までに購入するに当たり、債務負担行為を設定するものです。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。下段の教育債につきましては、これまでご説明させていただきました教育施設整備費にかかる起債額を計上するものでございます。

以上で議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。



小泉教育長職務代理者 学校給食センター費の空調機の設置について、上溝、城山、津久井学校給食センターが配達する学校の配膳室を整備するという事でよろしいのでしょうか。

鈴木学校給食課長 はい、それぞれのセンターから配送しております受入校の配膳室に空調機を設置させていただくための経費でございます。

小泉教育長職務代理者 受入校は何校ずつぐらいあるのでしょうか。

鈴木学校給食課長 センターの受入校といたしましては20校ございますけれども、そのうち4校については、既に空調機が設置されておりまして、今回設置させていただくのは16校分でございます。

渡邊教育長 市全体としての配膳室の空調の整備状況をご説明いただけますか。

鈴木学校給食課長 配膳室の空調につきましては、昨年度の9月補正で予算をいただき、小学校の単独校の配膳室の整備から着手をしたところでございます。そちらは、繰越明許を設定し、昨年度の冬休み、今年度の春休み、夏休みを活用して、ほぼ完了に近づいたところでございまして、今年度の冬休みに8校行うことで、今、改築を行っている谷口小学校以外については、全て整うという状況でございます。残りが、センター受入校の配膳室でございまして、それを今回、補正させていただくということでございます。

なお、中学校のデリバリーの配膳室につきましては、設置当初から空調機が設置をされているという状況でございます。

岩田委員 市債で賄っていくということですが、相模原市の市債はどのぐらいなのでしょう。

高橋教育局長 令和4年度決算で申しますと、市全体で約200億円になっております。そのうち、教育債については約22億円というような状況です。

渡邊教育長 債務負担行為について、学校の校外活動にバスを使うことについても説明がりましたが、SDGsスタディツアーの内容を教えてください。

佐藤学務課長 SDGsスタディツアーにつきましては、小学校3年生を対象に、SDGsに考慮した取組をしている市内の施設・企業を訪問させていただき、学習するものになります。

渡邊教育長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第43号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第7号)について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・10:04～10:05)

#### 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

渡邊教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程3、議案第44号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

岩崎教育総務室長 議案第44号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、新たな行政課題への確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するため、職員の定数に係る規定の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、3枚目の議案第44号関係資料をご覧いただきたいと存じます。相模原市職員定数条例の改正の概要でございます。1の教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員定数に係る規定の改正の内容でございますが、学校の職員の定数を26人減ずるものでございます。

この減員の内訳についてでございますが、令和2年度末から令和4年度末までに退職した技能職員19人の不補充分と、令和4年度末に廃止となりました城山幼稚園、ふじの幼稚園の職員7人でございます。

次に、2の施行期日についてでございますが、令和6年4月1日でございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 退職する技能職員の補充をしなくても、仕事は成り立っているのでしょうか。

岩崎教育総務室長 退職する技能職員というのは給食調理員になります。これまでも行っていたのですが、退職者不補充になった場合は、委託に切り替えるという形になります。実際には令和3年度に星が丘小学校、4年度には双葉小学校、二本松小学校、九沢小学校、5年度には旭小学校、南大野小学校の6校を委託化してまいりました。そのため、実際の給食につきましては特に支障なく行われているという状況でございます。

白石委員 職員定数というのは、減らすことは簡単ですが、増やすことはなかなか難しいのだと思います。教育委員会の部分については26人減という形ですけども、実際学校現場をはじめ、人手が足りないような現状の中で、定数を減らさずに、その他の部分に補充をすることはできなかったのでしょうか。

岩崎教育総務室長 毎年度、市長部局への定数要求があり、そのときに教育現場の現状等を踏まえながら、要求をしているところでございますが、自分たちが希望する、その数字をそのまま要求するという状況ではございません。しかし、学校現場の現状も踏まえつつ、引き続き定数要求をしていくことが必要だと考えております。

平岩委員 民間の活用については、積極的にしていただきたいと私は考えています。

ただ、やはり教育に関係することですので、管理を任せきりにしないという体制だけはお願したいと思います。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、議案第44号について、採決を行います。

議案第44号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

渡邊教育長 次に、日程5、議案第46号、「相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

農上学校教育部長 議案第46号、相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案の最後のページをご覧いただきたいと存じます。提案の理由についてでございますが、本件は地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、常勤の会計年度任用職員の給与に係る規定及び会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました議案第46号関係資料をご覧いただきたいと存じます。1の改正の内容のうち、今回の意見聴取の対象となります、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

アといたしまして、常勤の会計年度任用職員として任用された学校職員に対し、勤勉手当を支給することとするものでございます。

イといたしまして、会計年度任用短時間勤務職員として任用された学校職員に対し、勤勉手当を支給することとし、その支給対象者及び支給額については、一般職の給与に関する条例の適用を受ける会計年度任用短時間勤務職員に係る規定を準用し、規則で定めるところとするものでございます。

2の施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 会計年度任用職員と会計年度短時間勤務職員の勤勉手当について、支給される条件は明記されているのでしょうか。

浅川教職員給与厚生課長 まず対象となる条件でございますが、3つございます。

1つ目が、基準日において、1つの年度における任用期間が6か月以上であること、2つ目が、基準日に在職をしていること。なお、これは基準日前1か月以内に退職をした場合も含んでおります。3つ目が、短時間勤務の場合は基準日以前6か月の期間にお

ける 1 週間の平均の勤務時間が 1 5 時間 3 0 分以上であることです。この 3 つの条件が満たされた場合に対象となってまいります。

小泉教育長職務代理者 支給率について、改めて教えてください。

浅川教職員給与厚生課長 令和 6 年の 6 月分から支給が始まりまして、支給率は 1 . 0 2 5 ヶ月になります。これを 1 2 月期も設定する予定でございます。

平岩委員 勤勉手当というのは、どういう手当なのでしょう。

浅川教職員給与厚生課長 期末手当も併せてご説明させていただきたいと思います。

期末手当につきましては、生計費が一時的に増大をする時期に、生計費を補充するための生活補給金としての性格を有している手当でございます。勤勉手当につきましては、勤務成績に応じて支給される能力給の性格を有している手当でございます。

白石委員 期末手当は支給されないということによろしいのでしょうか。

浅川教職員給与厚生課長 期末手当は既に支給をしております。

白石委員 期末手当の支給率は、どれぐらいになるのでしょうか。

浅川教職員給与厚生課長 令和 6 年度の 6 月期、1 2 月期の期末手当は、1 . 2 2 5 月になります。

白石委員 どれぐらいの方が、勤勉手当の支給対象になるのでしょうか。

小川教職員給与厚生課担当課長 勤務形態によって異なりますが、学校の非常勤講師の例で申し上げますと、今年の 6 月期末手当が支給されていた方が、大体全体の 3 8 % ぐらいいらっしゃいますので、その程度の方が支給の対象になるのかなと考えております。

平岩委員 先ほど、勤勉手当が能力給の性格を有しているものと伺いましたので、働き方が短時間であっても、会計年度任用職員であっても、同じようにきちんと評価されることはいいことだと考えます。

白石委員 公民館等の社会教育施設の会計年度任用職員は、支給対象なのでしょうか。

浅川教職員給与厚生課長 支給対象でございます。

渡邊教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

渡邊教育長 では、これより採決を行います。

議案第 4 6 号、「相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第46号は可決されました。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。  
再開時間は午前10時45分といたします。

(休憩・10:35～10:45)

本市教職員からの申入れについて

(公開しない会議)

渡邊教育長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前11時27分 閉会